



# 鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)  
号外第23号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>条 例</b>	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課）..... 1
------------	---

—— 公布された条例のあらまし ——

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の題名を、特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例に改めることとした。
- 2 県内全域における製造業、ソフトウェア業等の事業の用に供する建物又はその敷地である土地の取得を、不動産取得税の不均一課税の対象に加えることとした。（第8条の2関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - （1）この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
  - （2）鳥取県工場設置促進条例は、廃止することとした。
  - （3）所要の経過措置を講ずることとした。

## 条 例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第18号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改

正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号。以下「低工法」という。)、新産業都市建設促進法(昭和37年法律第117号。以下「新産法」という。)、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。)、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号。以下「輸入促進法」という。)、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。)、及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。)に定める目的の達成並びに<u>本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第8条 中心市街地法第6条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日(その日が平成14年3月31日前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。)から起算して3年以内に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成11年自治省令第9号)第2条第1項に規定する商業基盤施設(以下「商業基盤施設」という。)を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号。以下「低工法」という。)、新産業都市建設促進法(昭和37年法律第117号。以下「新産法」という。)、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。)、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号。以下「輸入促進法」という。)、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。)、及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。)に定める目的の達成に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第8条 中心市街地法第6条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日(その日が平成12年3月31日前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。)から起算して3年以内に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成11年自治省令第9号)第2条第1項に規定する商業基盤施設(以下「商業基盤施設」という。)を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第8条の2 対象事業の用に供する一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の5第2項に定める規模(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備に係るものに限る。)であるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種に属する事業その他地域経済の活性化に特に寄与するものとして知事が別に定める基準に該当する事業をいう。

- (1) 製造業
- (2) ソフトウェア業
- (3) デザイン業
- (4) 機械設計業
- (5) 自然科学研究所

(不均一課税の適用の申請)

第10条 第5条から第8条の2までの規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)~(4) 略
- (5) 第8条の2の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第5条に規定する設備(以下この項において「対象設備」という。)に係る工場用の建物若しくは第6条から第8条の2までに規定する家屋(以下この項において「対象家屋」という。)又はその敷地である土地(以下この項において「対象土地」という。)の所在地
- (3)~(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

(不均一課税の適用の申請)

第10条 第5条から第8条までの規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)~(4) 略

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第5条に規定する設備(以下この項において「対象設備」という。)に係る工場用の建物若しくは第6条から第8条までに規定する家屋(以下この項において「対象家屋」という。)又はその敷地である土地(以下この項において「対象土地」という。)の所在地
- (3)~(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第11条 正当な理由がなく、第9条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第9条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条から第8条の2までの不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 略

第11条 正当な理由がなく、第9条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第9条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条から第8条までの不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 略

2 第2条又は第5条の規定により、課税免除又は不均一課税の適用を受ける者については、鳥取県工場設置促進条例(昭和42年鳥取県条例第4号)の規定は、適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(鳥取県工場設置促進条例の廃止)

2 鳥取県工場設置促進条例(昭和42年鳥取県条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得される同条第1項に規定する対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

4 施行日前に取得された附則第2項の規定による廃止前の鳥取県工場設置促進条例第3条第1号に規定する対象設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地については、同条例の規定は、なおその効力を有する。